

平成 30 年 4 月 16 日

保険薬局 各位

島根大学医学部附属病院
薬剤部長 直良 浩司

「院外処方箋における変更調剤に関するプロトコル」の運用開始について

平素より当院発行の院外処方箋に応需いただきありがとうございます。

当院では、患者さんへの薬学的ケアの充実および処方医師や保険薬局での負担軽減を図る目的にて、平成 22 年 4 月 30 日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、「院外処方箋における変更調剤に関するプロトコル」(別紙 1)の運用を、4 月 16 日(月)より開始しています。

なお、プロトコルを適正に運用するため、運用の開始にあたっては、プロトコルの趣旨や内容の詳細について 当院担当者からの説明を受けていただき、合意書を交わすことを必須条件としております。

説明を希望される保険薬局は、薬剤部調剤室(0853-20-2462)までご連絡ください。来院にて説明を受けたのち、合意の手続きとなります。

本件に関する問い合わせ先

薬剤部調剤室

電話 0853-20-2462 FAX 0853-20-2474

院外処方箋における変更調剤に関するプロトコル

2018 年 2 月 21 日
島根大学医学部附属病院

1. 運用方法

- ・ 調剤上の定型的な変更に関する事例（「2. 変更調剤が可能な範囲」に示す）については疑義としては取り扱わず、保険薬局において本プロトコルの範囲内で変更して調剤を行うことをあらかじめ当院と保険薬局間で合意する（「院外処方箋の変更調剤に関する合意書」を取り交わす）。
- ・ プロトコルを適正に運用するため、運用の開始にあたっては、保険薬局はプロトコルの趣旨や内容の詳細について当院担当者からの説明を受けることを条件とする。
- ・ 保険薬局は、患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更調剤する。
- ・ プロトコルに基づく変更調剤においては、当院の採用品目にかかわらず薬価基準収載品目すべてへの変更を可能とする。
- ・ 保険薬局において上記に基づき変更調剤した場合は、変更内容を記入した用紙を FAX 送信、あるいはまめネット調剤情報管理サービスを利用して当院へ事後通知する。既に運用している後発医薬品の変更調剤や一般名処方の調剤を行った場合と同様に、原則、初回については事後通知を行い、2 回目以降は変更調剤の内容に変更がなければ事後通知を不要とする。また、医師への伝達方法についても後発医薬品変更調剤の場合と同様に取り扱う。
- ・ 剤形や規格等により、効能・効果、用法・用量等に相違がある場合は疑義照会を必要とする。
- ・ 特定の処方についてプロトコルの対象としない場合は、処方医師が処方コメントあるいは薬剤コメントに入力することにより、処方箋にその旨を明示する。保険薬局は当該処方については、本プロトコルを適用しない。

2. 変更調剤が可能な範囲

1) 成分名が同一の医薬品の銘柄の変更

例： ボナロン錠 35mg→フォサマック錠 35mg

2) 剤形の変更（ただし、類似する剤形の範囲内に限る）

例： 通常錠から OD 錠への変更

類似する剤形の範囲：

平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」に準じ、下記（ア）、（イ）あるいは（ウ）の範囲内とする

（ア）錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤

（イ）散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る）

（ウ）液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る）

3) 規格の変更（ただし、1 回の薬用量が同一となる場合に限る）

例： 2.5mg 錠 2 錠から 5mg 錠 1 錠への変更

4) 湿布薬や軟膏・クリーム剤等における規格変更（ただし、合計量が同一となる場合に限る）

例： アンテベート軟膏 0.05% 5g 2 本

→ アンテベート軟膏 0.05% 10g 1 本

5) 患者等の希望に基づく消炎鎮痛外用貼付剤におけるパップ剤とテープ剤の変更（ただし、成分が同一であり、処方箋当たりの総枚数が同一となる場合に限る）

6) 服薬状況等の理由により半錠化、粉碎、混合して調剤すること、あるいはその逆の変更

例 1： ドパストン錠 2.5 錠 分 3 (1-1-0.5) 粉碎調剤

→ ドパストン錠 2.5 錠 分 3 朝 1 昼 1 夕 0.5 粉碎せず

例 2： ロゼレム錠 0.5 錠 分 1 粉碎調剤

→ ロゼレム錠 0.5 錠 分 1 半錠分割調剤

保険薬局において調剤技術料を算定する場合には初回のみ疑義照会を行う

7) 患者等の希望やアドヒアランスが改善されると判断される場合に一包化調剤すること（ただし、処方箋に「一包化不可」とある場合は除く）

保険薬局において調剤技術料を算定する場合には初回のみ疑義照会を行う